

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第95号

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「1,500,000円」を「1,470,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に入院させた精神障害者又はその扶養義務者から徴収する入院に要する費用の額の算定にあつては、平成21年4月分及び同年5月分の徴収額に限り、この規則による改正前の京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定を適用する。

(保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課)